

## 『MJS かんたん！給与』をご利用のお客様へ 定額減税に関する追加情報についてのご案内

日頃より『MJS かんたん！給与』をご利用いただき誠にありがとうございます。

2024年（令和6年）6月より実施される所得税・個人住民税の定額減税について、2024年3月1日に「定額減税に関するかんたん！給与の対応についてのお知らせ」をご案内いたしましたが、処理概要や事前準備等の追加情報がございますので、ご案内申し上げます。

### 1. 定額減税の概要

#### ① 所得税

2024年（令和6年）6月から減税の対象となる人（本人・配偶者・扶養親族）を合計して、1名につき3万円を控除します。

#### ■ 定額減税の控除対象者 ■

定額減税額の計算の対象となる条件は、以下のとおりです。

定額減税の計算の対象者	条件
本人	<ul style="list-style-type: none"> <li>・令和6年6月1日現在、給与の支払者のもとで勤務していること</li> <li>・給与等の源泉徴収において源泉徴収税額表の甲欄が適用されること</li> <li>・居住者</li> <li>・令和6年の所得税に係る合計所得金額が1,805万円以下であること</li> </ul>
配偶者	<ul style="list-style-type: none"> <li>・同一生計配偶者</li> <li>・居住者</li> </ul>
扶養親族	<ul style="list-style-type: none"> <li>・扶養控除等申告書に記載された控除対象扶養親族及び16歳未満の扶養親族</li> <li>・居住者</li> </ul>

※定額減税の計算の対象となる同一生計配偶者とは、控除対象者と生計を一にする配偶者（青色事業専従者等を除きます）のうち、合計所得金額が48万円以下の人です。  
その際の社員本人の所得金額に上限はありません。

- 詳細は国税庁ホームページの定額減税特設サイト等をご参照ください。

<https://www.nta.go.jp/users/gensen/teigakugenzei/index.htm>

#### ② 個人住民税

2024年（令和6年）6月から減税の対象となる人（本人・配偶者・扶養親族）を合計して、1名につき1万円を控除します。

例年どおり今年の5月頃に特別徴収通知書が届きますが、6月分の住民税は0円となっていますので、減税額を差し引いた残額が2024年7月～2025年5月までの11カ月で按分されています。

※端数分は、7月に加算されます。

【総務省：個人住民税の定額減税（案）に係るQ&A集】

[https://www.soumu.go.jp/main\\_content/000926356.pdf](https://www.soumu.go.jp/main_content/000926356.pdf)

### 2. 作業スケジュールおよび処理手順について

#### ① 作業スケジュール

4月から年末までのプログラムのご提供および作業スケジュールは以下を予定しています。

月	リリース・作業内容
4月下旬	減税該当者に「令和6年分 源泉徴収に係る定額減税のための申告書 兼 年末調整に係る定額減税のための申告書」配付を開始します。

5月下旬	月次減税対応版のご提供 ⇒ 減税対象者の登録等開始します。
6月以降	月次減税事務の実施 ⇒ 減税作業を進めて、定額減税額が記入された明細書を出力します。 また、各人別控除事績簿に減税控除履歴を出力します。 ※各人別控除事績簿の様式は、国税庁のサイトで掲載されているものと同一ではありません。
10月下旬	新設の申告書も含めたすべての申告書の配付を開始します。
11月上旬	令和6年分年末調整・年調減税対応版のご提供 ⇒ 例年の年末調整作業に加えて、年調減税事務に関する作業を開始します。
12月	12月の最後の支給が確定後、年末調整および年調減税作業を実施します。

なお、『MJS かんたん！給与』は、扶養控除等申告書などの各種申告書の出力機能がないため、新設の「源泉徴収に係る定額減税のための申告書」を含めた申告書の印刷対応は行いません。

## ②処理フローについて

月次減税事務に関する処理手順の概要は以下のとおりです。

< 1 >

5月の給与・賞与処理が終了するまでに減税計算の対象となる配偶者・扶養親族を把握しておき、異なる場合は『社員台帳』の[扶養等]にて配偶者・扶養親族を修正します。

⇒ 配偶者・扶養親族の把握の詳細につきましては、「3. 事前作業の準備について」の「①配偶者・扶養親族の把握」をご確認ください。

< 2 >

『月次減税額設定』メニューで月次減税判定機能を実行することにより、『社員台帳』の[扶養等]から減税対象人数を自動判定して減税総額が算出されます。

⇒ 同一生計配偶者で判定結果に含まれていない配偶者・扶養親族がいる場合は、この処理内で減税対象人数を追加で入力します。

< 3 >

6月最初の支給日の「給与開始」処理、あるいは「新しい賞与データを作成」処理を行います。当月控除される定額減税額が算出されます。

⇒ 定額減税額等が正しく控除されているか、確認します。『月次減税額設定』メニューで出力可能な帳票の各人別控除事績簿にて、減税控除履歴の確認が可能です。

< 4 >

給与・賞与明細書を出力します。明細書に定額減税額等が出力されます。

⇒ 退職者がいた場合は、源泉徴収票を出力します。減税が加味された金額で算出されます。

## 3. 事前作業の準備について

### ① 配偶者・扶養親族の把握

3月1日付けのお知らせでもご案内しましたが、定額減税の計算の対象者（配偶者・扶養親族）を把握しておく必要がありますので、再度ご案内します。

（所得税の控除をするための扶養人数とは異なるためです。）

すでに手元にある「令和6年分扶養控除等申告書」を元に把握しても制度上問題ありませんが、そこに記載されていない同一生計配偶者等を定額減税の計算の対象者に含めるためには、新設の「源泉徴収に係る定額減税のための申告書」の提出が必要です。

以下の3つのケースで事前に把握方法のご検討をお願いします。

<ケース1>

手元にある「扶養控除等申告書」のみで把握

⇒ 社員登録の配偶者・扶養親族をそのまま利用しますので、登録上の変更は不要です。

<ケース2>

「扶養控除等申告書」を再度配布・収集する。

⇒ 収集された申告書を元に、源泉控除対象配偶者の所得の見積額・16歳未満の扶養親族等の記載漏れに注意して確認し、違いがあれば社員登録にて追加・削除を行います。

<ケース3>

「扶養控除等申告書」を把握した上で、扶養控除等申告書に記載されていない同一生計配偶者等の把握の為に「源泉徴収に係る定額減税のための申告書」を配布・収集する。

⇒ 収集された申告書を元に、該当する配偶者・扶養親族がいる場合は新規処理の『月次減税額設定』メニューにて該当人数を追加します。（『月次減税額設定』メニューは5月下旬ご提供となります。）

※社員登録の配偶者・扶養親族に登録すると、減税ではない通常の所得税控除に反映しますので、定額減税の計算のみに該当するかどうか、注意が必要です。

【国税庁：源泉徴収に係る定額減税のための申告書】

<[https://www.nta.go.jp/taxes/tetsuzuki/shinsei/annai/gensen/teigaku/pdf/0024002-04\\_4\\_01.pdf](https://www.nta.go.jp/taxes/tetsuzuki/shinsei/annai/gensen/teigaku/pdf/0024002-04_4_01.pdf)>

◆「源泉徴収に係る定額減税のための申告書」による把握は、6月開始の月次減税事務の際には必須ではありません。配偶者・扶養親族が含まれなかった場合でも、年調減税で調整可能です。

② 明細書の確認

給与・賞与明細書に給与・賞与で控除すべき「定額減税額」を出力する必要がありますが、基本的に特別な設定をすることなく、自動的に減税総額・定額減税額・減税残額が出力されます。

出力箇所は、メモ欄の最後に追加する予定です。

勤 怠		支 給		控 除		そ の 他	
出勤日	20.000	基本給	304,000	健康保険料	18,962		
出勤時	150:00	役職手当	10,000	基本保険料	12,464		
		扶養手当	11,000	特定保険料	6,498		
		住宅手当	40,000	介護保険料	3,040		
				厚生年金保険	34,770		
				雇用保険料	1,141		
				社保控除合計	57,913		
有給残	32.000	非課税通勤費	15,200	所得税	0		
				住民税	0		
				財形貯蓄	5,000		
				厚生会費	100		
		合 計	380,200	合 計	63,013		

  

減税総額	¥90,000	定額減税	¥6,980	減税残額	¥83,020
------	---------	------	--------	------	---------

  

差引支給額	317,187
振込支給額	
振込支給1	317,187
振込支給2	0
振込支給3	0
合 計	317,187
現金支給額	0
現物支給額	0

  

所得税	減税後の控除額
住民税	6月の控除額 0円

- ◆『Edge Tracker 給与明細参照』へのデータ送信を行っている場合、上記内容が『Edge Tracker 給与明細参照』に反映します。その際、『Edge Tracker 給与明細参照』側での事前準備は特に必要ありません。

#### 4. その他

- ・今回ご提示した内容は 3 月時点の内容となりますので、今後変更される可能性があります。

以上